

## 友の会積立の自動払込（口座振替）規則

1. 自動払込（口座振替）をご利用の場合、初回口座振替時に「会員証・お買物カード」1枚につき年事務手数料として500円（税込）を積立金のご入金と合わせて自動払込（口座振替）させていただきます。
2. 自動払込（口座振替）は毎月6日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となり、引落とし通知はいたしません。前日までに指定口座にご入金ください。
3. 自動払込（口座振替）の開始は「預金口座振替申込書」の届出月の翌々月分（原則）からになります。
4. 自動払込（口座振替）ご利用の場合、積立金の領収書を発行いたしません。通帳記帳をもって代えさせていただきます。
5. 万一、自動払込（口座振替）ができない場合は、翌月に前月分を加算して引落としとなります。但し、対象月を含め4ヵ月分までとし、以降は一時的に停止いたします。振替再開にはご来店にてご入金をお願いいたします。  
また、満期月の自動払込（口座振替）ができなかった場合は、当月末日までにご来店にてご入金をお願いいたします。（満期月以降の引落としはできません。）
6. ご解約の場合、預金口座振替手続きの関係により、ご返金にお時間をいただく場合がございます。  
詳しくは東武友の会センターまでお問い合わせください。